

大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

1. 令和3年度の後期高齢者医療の保険料率について

保険料（年額） （年間限度額64万円）	=	均等割額 被保険者1人当たり 54,111円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ ×所得割率 10.52%
-------------------------------	---	--	---	--

※ 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除分は控除されません）
基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※ 基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。（例：前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円）

2. 保険料の軽減について（令和3年度）

(1) 世帯の所得水準に応じて保険料の**均等割額（54,111円）**が下記の割合で軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分
7割	16,233円	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき
5割	27,055円	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額（43万円）＋28万5千円×被保険者の数＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき
2割	43,288円	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が【基礎控除額（43万円）＋52万円×被保険者の数＋10万円×（給与所得者等の数（注）－1）】を超えないとき

（注）給与所得者等の数とは次のいずれかの条件を満たす同一世帯内の被保険者及び世帯主の合計人数です。2人以上いる場合に適用します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

- 軽減の判定は、4月1日の世帯状況で行います。（4月2日以降に加入した方は加入した日）
- 基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。
- 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
- 当分の間、年金収入につき公的年金等控除額（年齢65歳以上である方に係るものに限る。）の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。
- 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。
- ※ 令和2年度における7.75割軽減の区分は、令和3年度においては政令本則の7割軽減（年額16,233円）となります。
- ※ 所得に応じて自己負担割合や保険料軽減の判定を行いますので、所得がない場合も市区町村担当窓口に申告をお願いします。

(2) 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、新たに保険料をご負担いただくことになります。当面の間、**所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減**されます。なお、上記(1)の7割軽減に該当する方については、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

保険料算定例（令和3年度）

実際にご負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、令和2年分の所得が確定した後、7月中旬頃に通知書を郵送します。

単身世帯（収入は年金のみ）の場合

年金収入額		153万円	168万円	196.5万円	220万円	300万円
所得額		43万円	58万円	86.5万円	110万円	190万円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	0円	15万円	43.5万円	67万円	147万円
	所得割額 ①	0円	15,780円	45,762円	70,484円	154,644円
均等割額	軽減割合	7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	
	軽減後の均等割額 ②	16,233円	16,233円	27,055円	43,288円	54,111円
保険料総額 ①+②		16,233円	32,013円	72,817円	113,772円	208,755円

後期高齢者夫婦二人世帯（収入は年金のみ）の場合

● 妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額		夫	153万円	168万円	225万円	272万円	300万円
		妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
所得額		夫	43万円	58万円	115万円	162万円	190万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	夫	0円	15万円	72万円	119万円	147万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
	所得割額 ①	夫	0円	15,780円	75,744円	125,188円	154,644円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
均等割額	軽減割合		7割軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	
	軽減後の均等割額 ②	夫	16,233円	16,233円	27,055円	43,288円	54,111円
		妻	16,233円	16,233円	27,055円	43,288円	54,111円
	保険料総額 ①+②		夫	32,013円	102,799円	168,476円	208,755円
		妻	16,233円	16,233円	27,055円	43,288円	54,111円
		計	32,466円	48,246円	129,854円	211,764円	262,866円

○ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

○ 保険料算定例の金額については年額です。なお、今後の税法改正等によって金額が変動することがあります。